

岡山市バリアフリー基本計画 の策定について

1. 制度概要
2. 岡山市バリアフリー基本計画策定に向けて
 - (1) 岡山市の現状と課題
 - (2) 岡山市バリアフリー基本計画策定の方針について
 - (3) 策定の進め方

1. 制度概要

バリアフリーに関する法律の制定・改正の経緯

- ◆本格的な高齢社会の到来、ノーマライゼーションの理念の浸透など、あらゆる人の利用を念頭に置いた環境づくりが必要とされている。
- ◆平成18年にハートビル法、交通バリアフリー法を統合・拡充した「**高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)**」が制定される。
- ◆以降も社会情勢等を踏まえて法改正が行われ、**ハード・ソフト両面の総合的なバリアフリー化の推進**が求められている。

ハートビル法
(平成6年9月施行)

建築物のバリアフリー化を促進するための法律

交通バリアフリー法
(平成12年11月施行)

駅などの旅客施設や車両等のバリアフリー化を促進するための法律

バリアフリー法
(平成18年12月施行)

建築物、公共交通、道路、路外駐車場、都市公園等の面的なバリアフリー化を促進するための法律

バリアフリー法の一部改正
(平成30年11月施行(一部の規定は、平成31年4月施行))

<概要>
理念を示すとともに、ハード・ソフト対策の一体的な推進の必要性があること、地域(市町村)のバリアフリー化が不十分であること、施設の利用のしやすさに課題があること等を踏まえて法改正

バリアフリー法の一部改正
(令和3年4月施行(一部の規定は、令和2年6月施行))

<概要>
施設管理者におけるソフト面の対策強化の必要性や国民の「心のバリアフリーの推進」の必要性があること等を踏まえて法改正

ユニバーサルデザイン政策大綱
(平成17年7月策定)

障害者差別解消法
(平成28年4月施行)

ユニバーサルデザイン2020行動計画
(平成29年2月関係閣僚会議決定)

ユニバーサル社会実現推進法
(平成30年12月施行)

1. 制度概要

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」について

■ バリアフリー法の一部改正の概要

●平成30年11月施行（一部の規定は、平成31年4月施行）

- ①理念規定／国及び国民の責務（高齢者、障害者等に対する支援（鉄道利用者による声かけ等）を明記 等）
- ②公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進（接遇・研修のあり方を含むソフト対策メニューの追加 等）
- ③バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

改正前	改正後（H30.11施行）
（移動等円滑化促進方針） 記載なし	（移動等円滑化促進方針） 第二十四条の二 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の <u>移動等円滑化促進地区</u> について、 <u>移動等円滑化の促進に関する方針（以下「移動等円滑化促進方針」という。）を作成するよう努めるものとする。</u>
（移動等円滑化基本構想） 第二十五条 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を <u>作成することができる。</u>	（移動等円滑化基本構想） 第二十五条 市町村は、基本方針（移動等円滑化促進方針が作成されているときは、基本方針及び移動等円滑化促進方針。以下同じ。）に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を <u>作成するよう努めるものとする。</u>

新設（努力義務）

努力義務化

- ④更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実（施設のバリアフリー情報の提供を努力義務化 等）

●令和3年4月施行（一部の規定は、令和2年6月施行）

- ①公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化（ソフト（役務の提供）基準適合義務の新設 等）
- ②国民に向けた広報啓発の取組推進（優先席、車椅子利用者駐車施設等の適正利用の推進、教育啓発特定事業の新設 等）
- ③バリアフリー基準適合義務の対象拡大（公立小中学校等を追加）

移動等円滑化促進方針(マスタープラン)とは

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、市町村が面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの。

具体的な事業化の動きがなくても、市町村全域にわたる方針を示すなど、地域におけるバリアフリー化の考え方を共有することが可能。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- ・ マスタープランの位置づけ、マスタープラン作成の背景、移動等円滑化促進地区の特性、マスタープランの計画期間等を記載。

◎ 移動等円滑化促進地区

● 移動等円滑化促進地区の位置・区域

- ・ 移動等円滑化促進地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

● 生活関連施設・生活関連経路

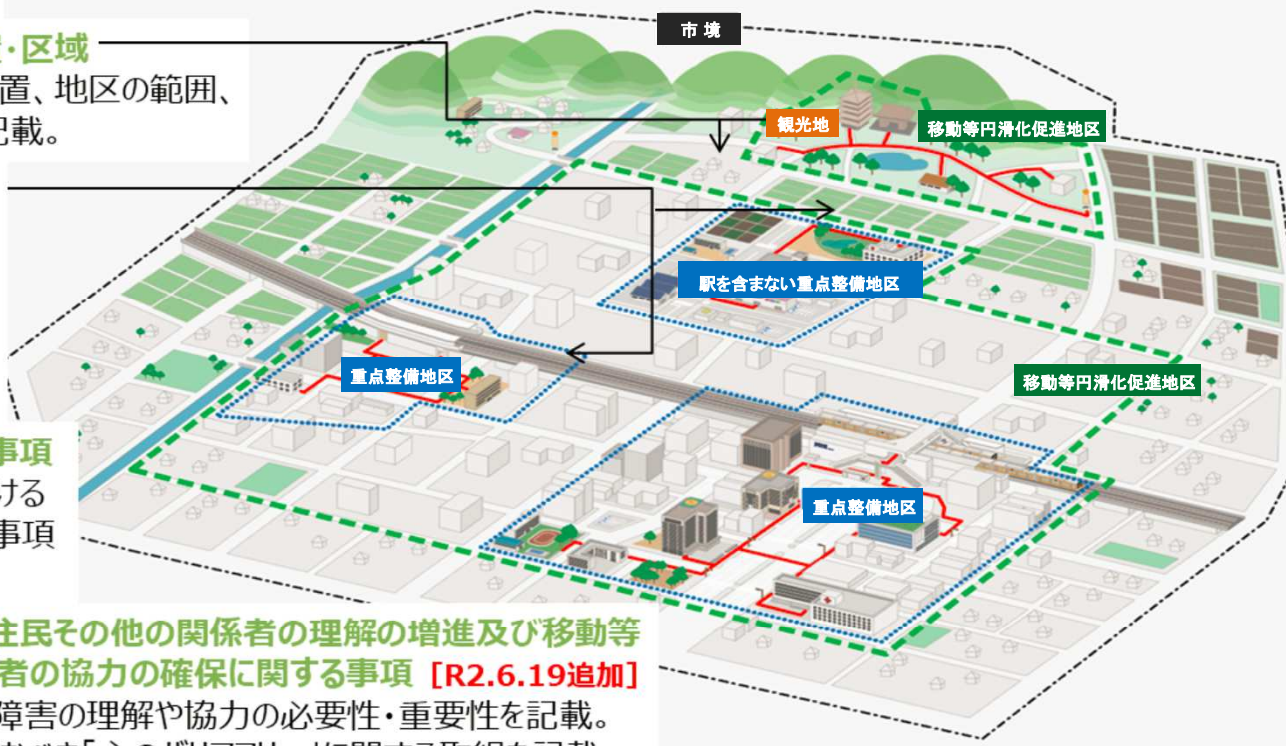
- ・ 生活関連施設、生活関連経路を位置づけ。
- ・ 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化の促進に関する事項を記載。

● 移動等円滑化の促進に関する事項

- ・ 移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の促進に関する事項を記載。

● 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項 [R2.6.19追加]

- ・ 住民その他の関係者における障害の理解や協力の必要性・重要性を記載。
- ・ 住民その他の関係者が取り組むべき「心のバリアフリー」に関する取組を記載。



◎ 行為の届出に関する事項

- ・ 旅客施設、道路の新設等の際に届け出る事項を記載。

○ バリアフリーマップの作成に関する事項

- ・ 市町村の求めに応じて提供すべき情報の内容等を記載。

1. 制度概要

移動等円滑化基本構想とは

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するために、市町村が作成する**具体的な事業を位置づけた計画**。基本構想の作成を通じて施設管理者相互の連携・調整を行い、移動の連続性の観点から面的・一体的なバリアフリー化が可能となる。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- 基本構想の位置づけ、作成の背景、重点整備地区の特性、計画期間等を記載。

○ バリアフリーマップの作成に関する事項

- 市町村の求めに応じて提供すべき情報の内容等を記載。

◎ 重点整備地区

● 重点整備地区の位置・区域

- 重点整備地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

● 生活関連施設・生活関連経路

- 生活関連施設（3以上）、生活関連経路を位置づけ。
- 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化に関する事項を記載。

● 実施すべき特定事業に関する事項

[R2.6.19「教育啓発特定事業」追加]

- 事業内容
 - 対象施設
 - 事業者
 - 整備内容
 - 事業実施時期
- 等を記載。

● 移動等円滑化のために必要な事項

- 重点整備地区におけるバリアフリー化に関する事項を記載。

☆市街地開発事業との調整

☆駐輪施設の整備等の市街地改善

☆交通手段の充実

☆ソフト施策 等



1. 制度概要

移動等円滑化促進方針および移動等円滑化基本構想の違い

	移動等円滑化促進方針	移動等円滑化基本構想
地区の設定	移動等円滑化促進地区 の設定	重点整備地区 の設定
概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村が面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの ■ 具体的な事業化の動きがなくても、方針を示すことで地域におけるバリアフリー化の考え方を共有することが可能 ■ 具体の事業計画である基本構想作成へのステップアップに繋がる 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するため、市町村が具体的な事業を位置付けた計画を作成 ■ 基本構想にて設置する協議会を通じて施設管理者相互の連携・調整を行い、面的・一体的なバリアフリー化が可能
記載事項※	<ol style="list-style-type: none"> 1. 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針 2. 移動等円滑化促進地区の位置及び区域 3. 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項 4. 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項 5. 行為の届出等に関する事項 6. 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項 7. その他、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項 8. 移動等円滑化促進方針の評価に関する事項 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針 2. 重点整備地区の位置及び区域 3. 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項 4. 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項 5. 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項 6. ① 5.と併せて実施する市街地開発事業において移動等円滑化のために考慮すべき事項 ② 自転車等の駐車施設の整備等移動等円滑化に資する市街地の整備 ③ その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項 ④ 基本構想の評価に関する事項

※ 「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（令和2年5月法改正追補版）」（令和2年6月、国土交通省）より引用

2. 岡山市バリアフリー基本計画 策定に向けて

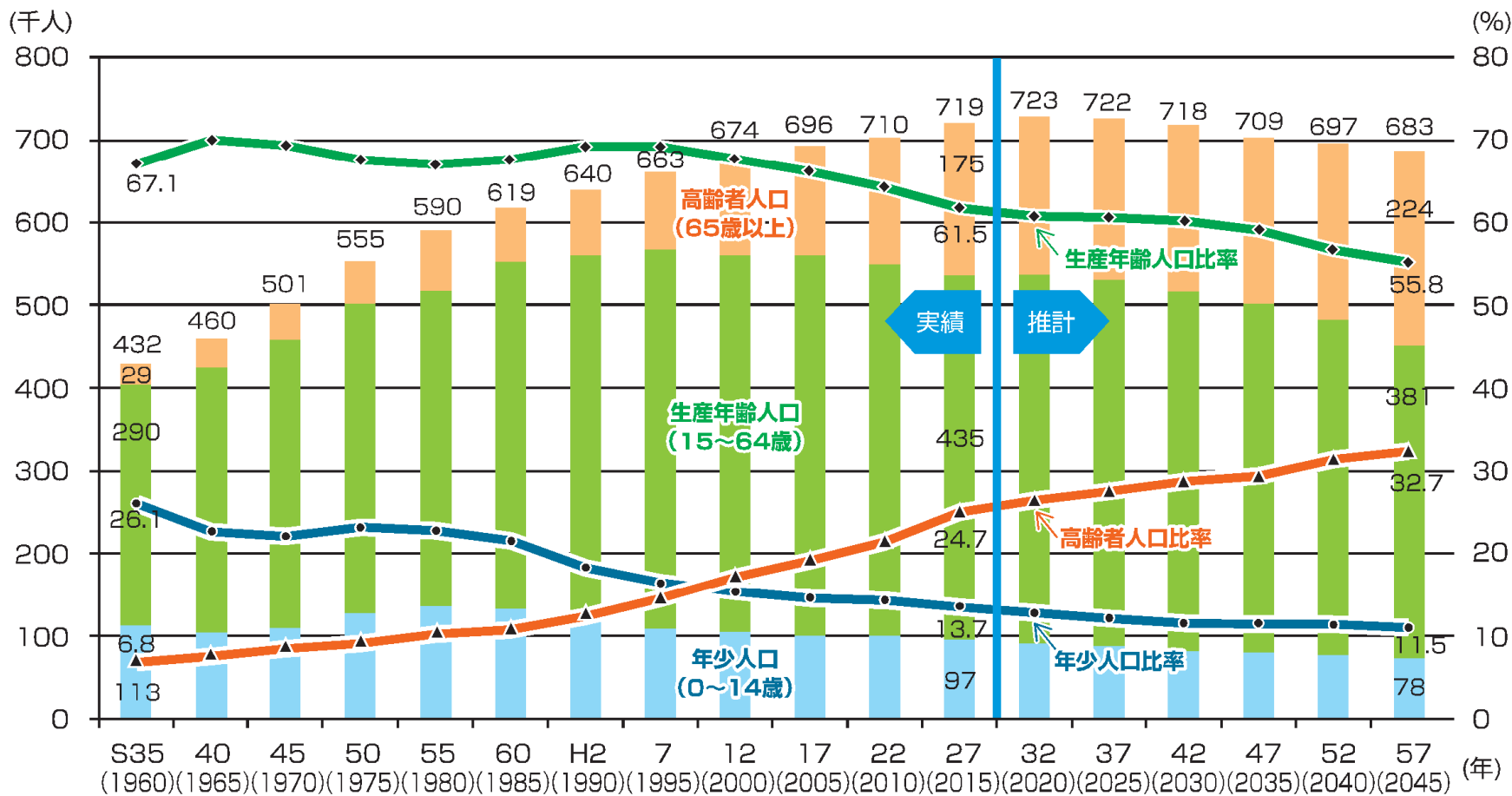
(1) 岡山市の現状と課題

現状① 岡山市の高齢化率の推移

岡山市の人口は、2020年をピークに人口が減少に転じ、その後2045年までに約4万人減少し、高齢化率は約33%に上昇することが予測されている。

■ 人口・高齢化率

岡山市の将来人口と人口構成比の見通し



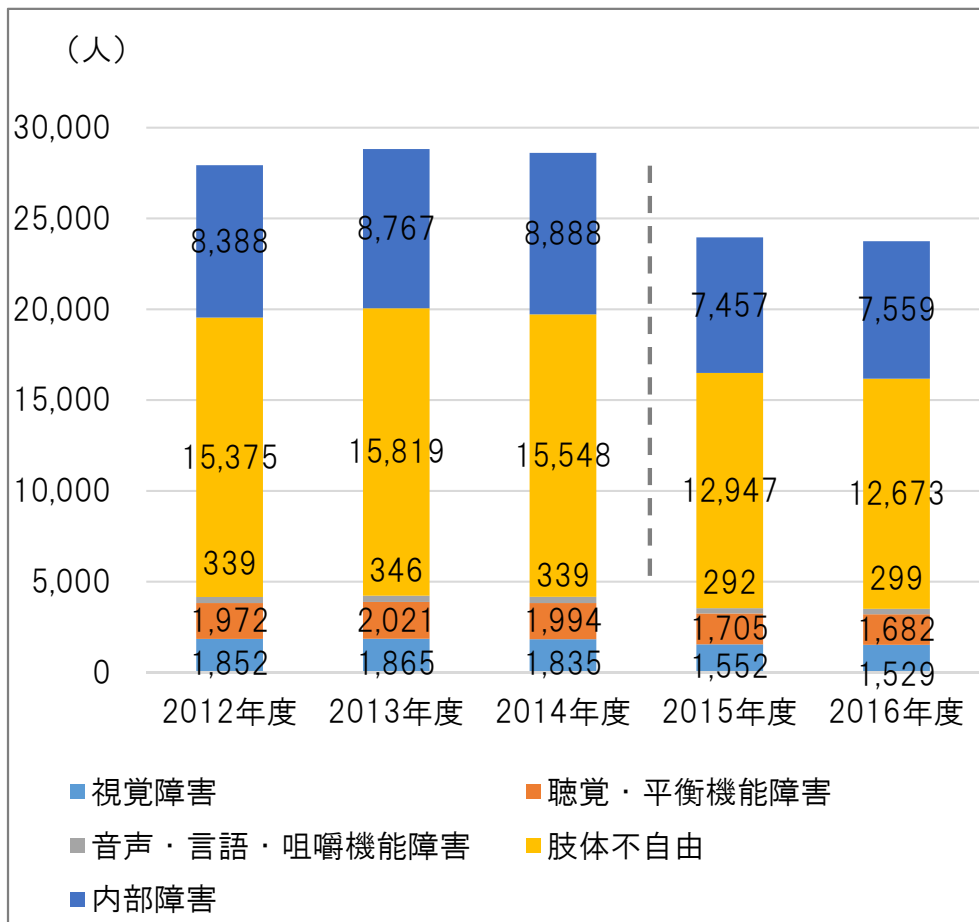
出典：国勢調査（1960年～2015年）、岡山市推計（2020年～2045年）

(1) 岡山市の現状と課題

現状② 岡山市の障害者数の推移

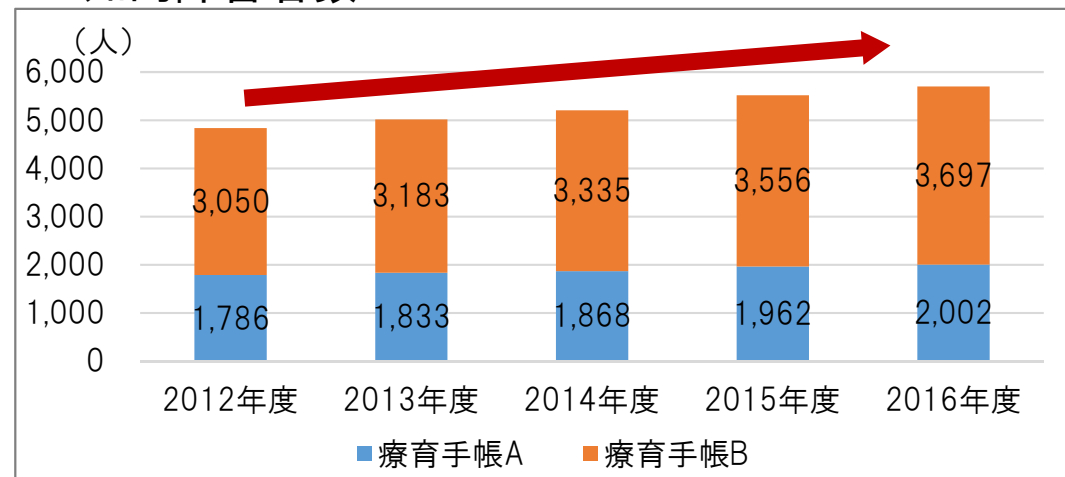
身体障害者・知的障害者・精神障害者の総数は約35,000人(岡山市人口の約5%)

■ 身体障害者数

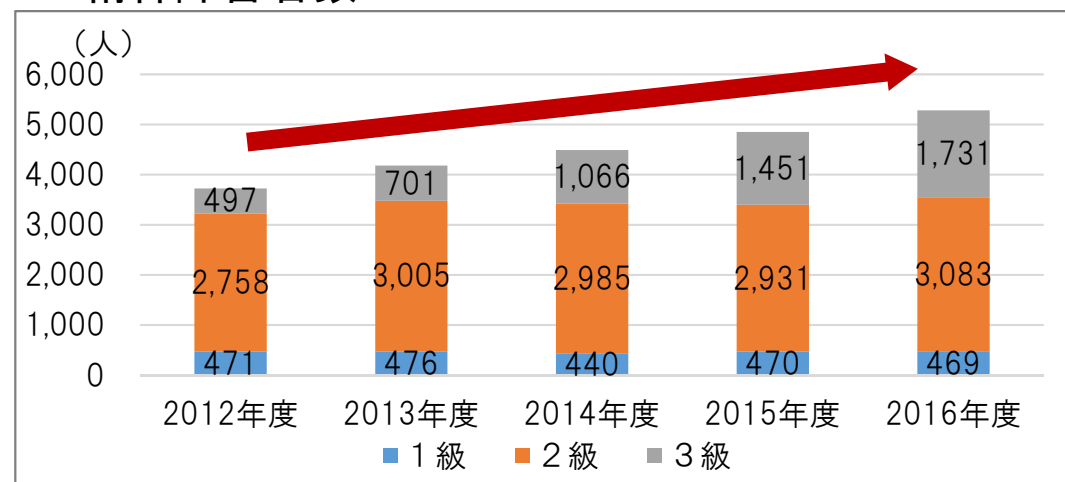


※身体障害者手帳の交付を受けた者が死亡したときは手帳を返還する必要があるが、その手続きがなされないままになる事があり、2015年度末に所管課の職権で交付数を更正したため、大幅に減少している。

■ 知的障害者数



■ 精神障害者数



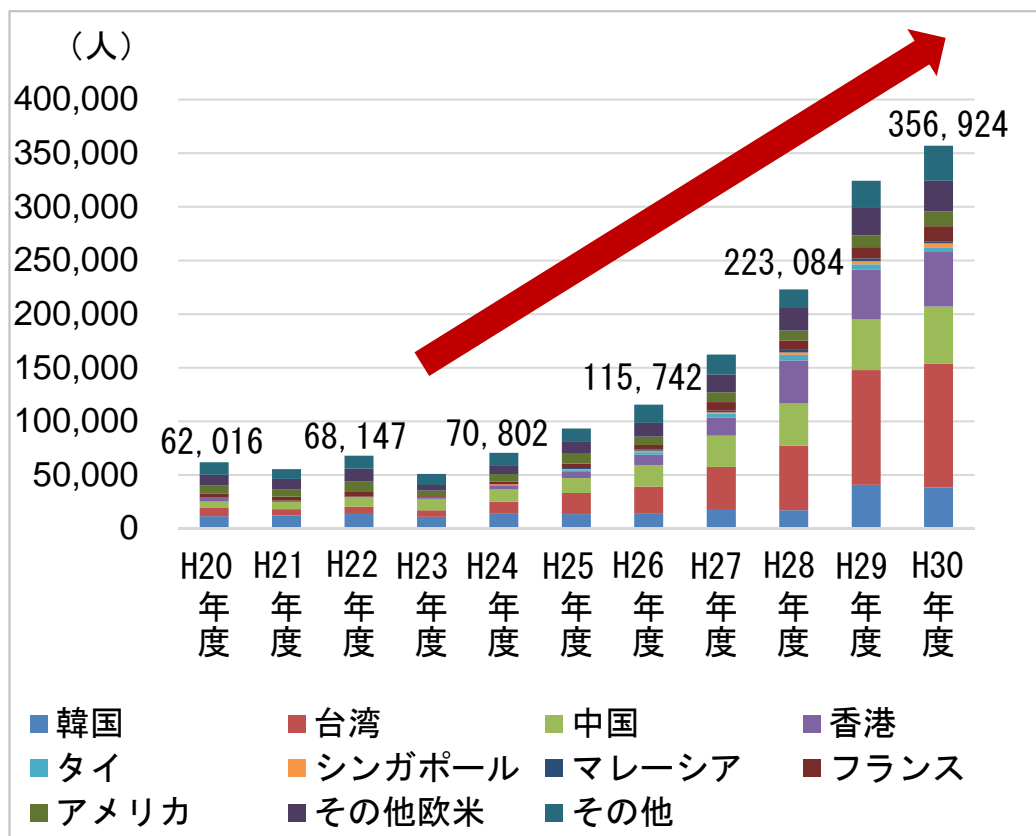
(1) 岡山市の現状と課題

現状③ 岡山県の外国人数の推移

外国人旅行者宿泊者数は、平成23年以降増加傾向にある。

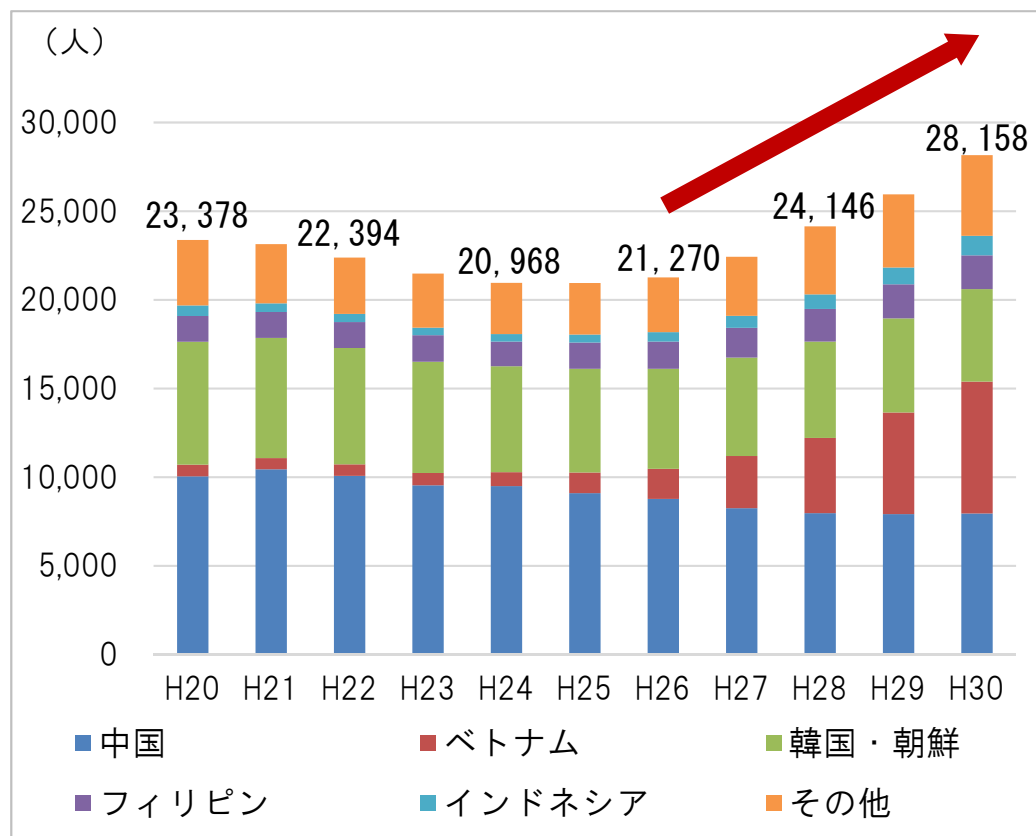
在留外国人数についても、平成26年以降ベトナムを中心として増加傾向にある。

■岡山県における外国人旅行者宿泊者数



出典：平成30年岡山県観光客動態調査報告書

■岡山県における在留外国人数



出典：岡山県HP、e-Stat 在留外国人統計(旧登録外国人統計)

2. 岡山市バリアフリー基本計画策定に向けて

(1) 岡山市の現状と課題

現状④ 岡山市内のバリアフリー化に関する取り組み事例

■公共交通（車両）



ノンステップバス



超低床車両路面電車



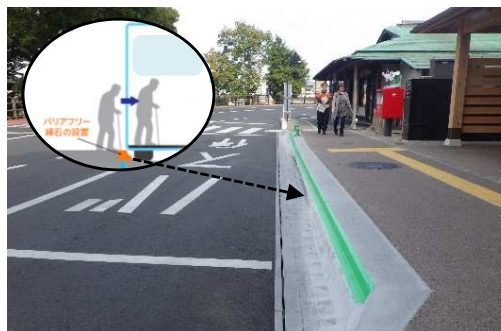
ユニバーサルデザインタクシー

■建築物



多目的トイレの設置
(岡山市役所本庁舎)

■道路



バリアフリー縁石(後樂園バス停)



段差のない歩道(市役所筋)

■交通安全施設



エスコートゾーンの設置
(市役所筋)

■その他



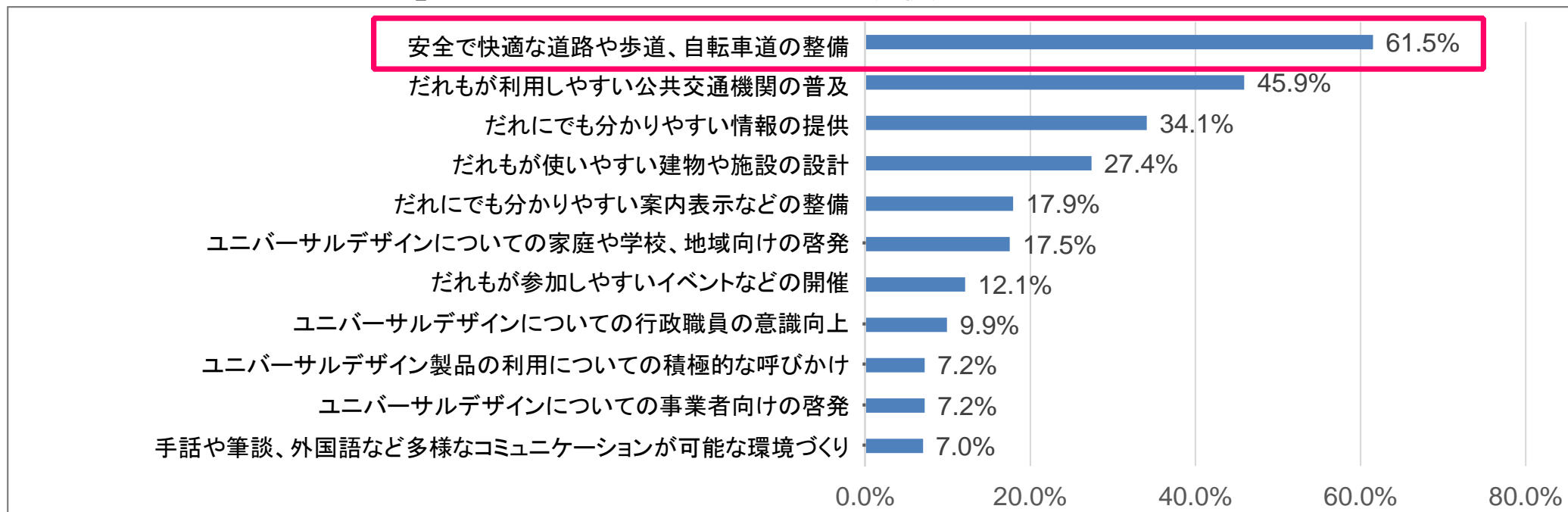
案内板の多言語化

(1) 岡山市の現状と課題

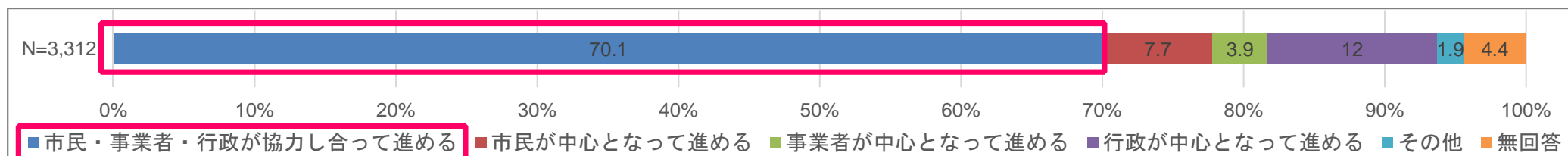
現状⑤ ユニバーサルデザインに関する市民意識調査（平成30年6、7月実施）結果

「ユニバーサルデザイン」のまちづくりを進める上で、優先的に取り組むべきこととして、「安全で快適な道路や歩道、自転車道の整備」が61.5%と最も高く、どのような方法で進めるべきかとの問いでは「市民・事業者・行政が協力し合って進める」が70.1%と圧倒的に高い。

■ 「ユニバーサルデザイン」のまちづくりを進める上で、優先的に取り組むべきこと



■ 「ユニバーサルデザイン」のまちづくりをどのような方法で進めるべきか



(1) 岡山市の現状と課題

■ 課題

今後も高齢者、外国人市民・旅行者の増加が見込まれる中、平成30年11月の法改正も踏まえ、岡山市においてもバリアフリーの整備方針を示し、さらなるバリアフリー化を推進することが必要。

バリアフリー法に基づき個々の施設毎にバリアフリー化が進められてきているが、移動の連続性に配慮し、**面的かつ一体的なバリアフリー化の推進が必要**

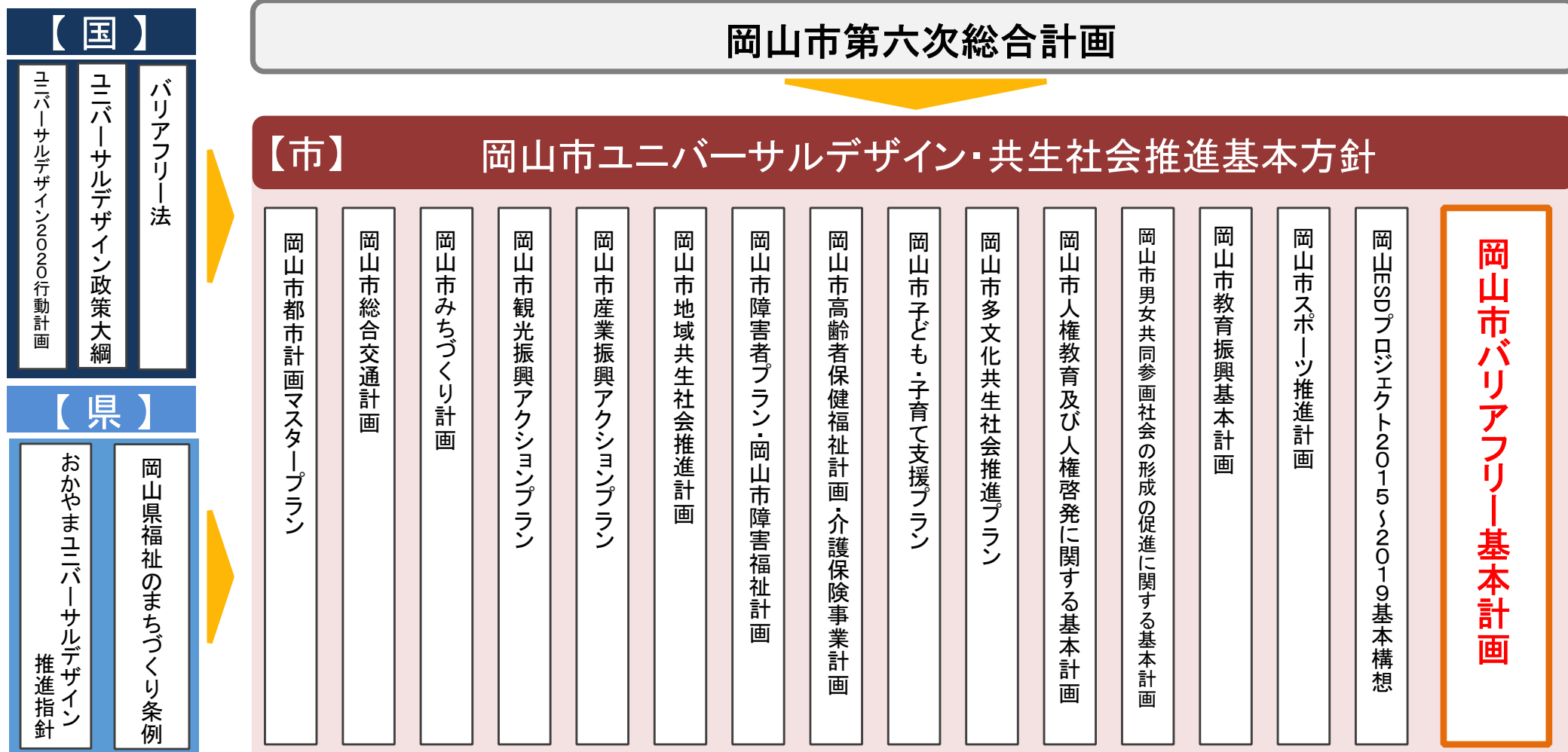
バリアフリーに関する取組みが一過性とならないように**継続的な推進を図れる仕組みづくりが必要**

- 
- ◎バリアフリーの促進方針と基本構想を示す岡山市バリアフリー基本計画の策定
 - ◎計画策定及び進行管理のための協議会の設置

(2) 岡山市バリアフリー基本計画策定の方針について

■ 岡山市バリアフリー基本計画の位置づけ

上位計画である岡山市ユニバーサルデザイン・共生社会推進基本方針を受け、岡山市都市計画マスタープランなどの他の関連計画と連携し、バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための指針を示す。



(2) 岡山市バリアフリー基本計画策定の方針について

■ 岡山市バリアフリー基本計画の内容(案)

目次

第1章 岡山市バリアフリー基本計画について

- 1.1 計画策定の目的
- 1.2 計画の位置づけ
- 1.3 計画期間

第2章 岡山市のバリアフリーに関する現状と課題

- 2.1 岡山市の概況
- 2.2 バリアフリーに対する市民ニーズ
- 2.3 基本計画策定に向けた課題

第3章 岡山市バリアフリー基本計画の内容

- 3.1 基本理念
- 3.2 基本方針
- 3.3 役割分担

第4章 移動等円滑化促進方針

第5章 移動等円滑化基本構想

第6章 バリアフリーの推進に向けて

《 市全体のバリアフリー化の基本理念・基本方針 》

- 市全体の基本理念・基本方針を記載
- ハード面、ソフト面などについて、岡山市ユニバーサルデザイン・共生社会推進基本方針等と整合を図りながら記載

《 移動等円滑化促進地区 》

- 市内において移動等円滑化を促進する地区を設定し、**地区の整備方針**を示す
- 関係者に該当方針を共有、整備の機運を高める

《 重点整備地区 》

- 市内で特に重点的に整備すべき地区を設定、**具体的事業（特定事業）**を明記
- 関係者に該当方針を共有、面的・一体的な整備に向けて行政・各事業者が取り組む事業を決める

(2) 岡山市バリアフリー基本計画策定の方針について

■ 基本的な考え方

基本理念 **誰もが安全・快適に暮らせるユニバーサルデザイン・共生のまちづくり**

基本理念に基づき、以下のとおり基本方針を定め、バリアフリーの取り組みを展開する。

都市空間
づくり

基本方針①：誰もが安全・快適に利用し移動できる都市空間づくりの推進

不特定多数の人が利用する施設や公共交通、それらを結ぶ経路の一体的なバリアフリー化を推進し、誰もが安全・快適に移動し、施設を利用できる都市空間づくりを進める。

社会環境
づくり

基本方針②：人にやさしい社会環境づくりの推進

すべての人々が何の制約やストレスのない状態で日常生活や社会活動を行えるよう、誰もが必要な情報を得て、快適にコミュニケーションができ、適切なサービスを受けることのできる環境づくりを進める。

人づくり

基本方針③：市民一人ひとりの心のバリアフリーの推進

すべての人が平等に参加できる社会や環境について考え行動する「心のバリアフリー」を推進し、バリアフリー化を推進する基盤となる市民一人ひとりのバリアフリーの意識の浸透を図る。

体制

基本方針④：市民との協働による都市づくりの推進

構想・計画段階からの市民参加を基本としたバリアフリー化の仕組みづくりに取り組む。

評価

基本方針⑤：より望ましいバリアフリー環境への段階的な改善

概ね5年ごとに評価・検証を行いスパイラルアップを図る。また、重要度を勘案し移動等円滑化促進地区の新規設定や重点整備地区への移行による効率的なバリアフリー化を進める。

(2) 岡山市バリアフリー基本計画策定の方針について

■ 移動等円滑化促進地区の設定(案)

◆ バリアフリー法で定める地区設定の3要件

- ① 高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設やその他の施設があり、かつ施設間の移動が通常徒歩で行われる地区※
- ② 施設及び施設間を結ぶ経路(道路、駅前広場、通路等)について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区
- ③ 移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

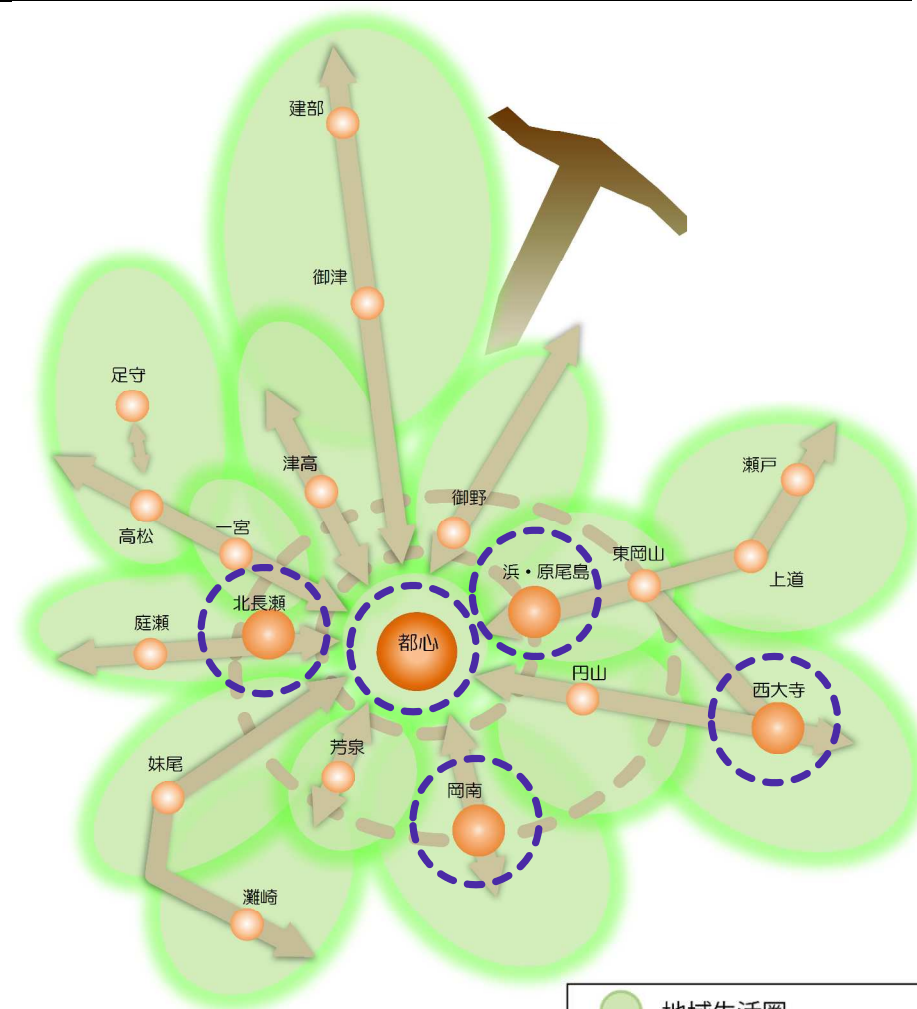
※施設間の移動が通常徒歩で行われる地区: 面積約400ha未満の地区



◆ 岡山市の移動等円滑化促進地区の選定要件

地区 岡山市第六次総合計画等に位置付けられている「**都心**」及び「**都市拠点**」の計5地区を、移動等円滑化促進地区に設定

岡山市第六次総合計画	移動等円滑化促進地区
「都心」	① 岡山駅周辺地区
「都市拠点」	② 北長瀬地区 ③ 浜・原尾島地区
	④ 西大寺地区 ⑤ 岡南地区






コンパクトでネットワーク化された都市構造
～マスカット型都市構造～

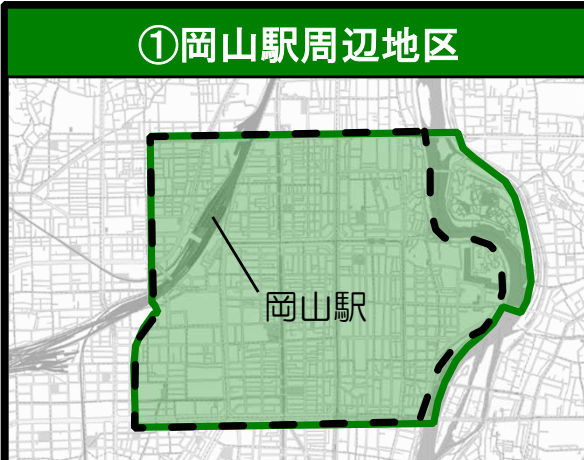
(2) 岡山市バリアフリー基本計画策定の方針について

■ 移動等円滑化促進地区の設定(案)

移動等円滑化促進地区に設定した5地区の範囲の設定

-  移動等円滑化促進地区
-  中心市街地（重点整備エリア）
-  都市機能誘導区域（岡山市立地適正化計画）

① 岡山駅周辺地区



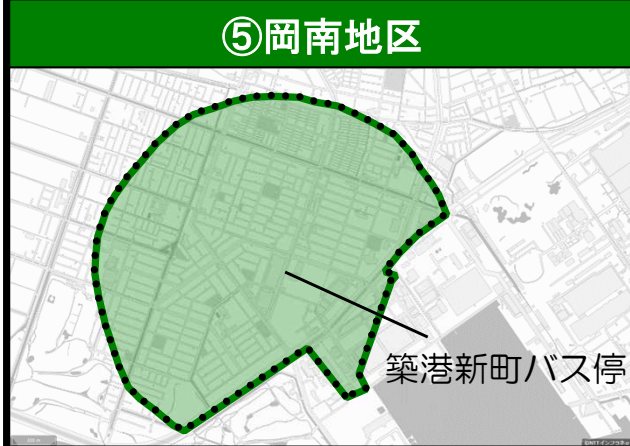
中心市街地(重点整備エリア)に後樂園周辺を加えた範囲

② 北長瀬地区



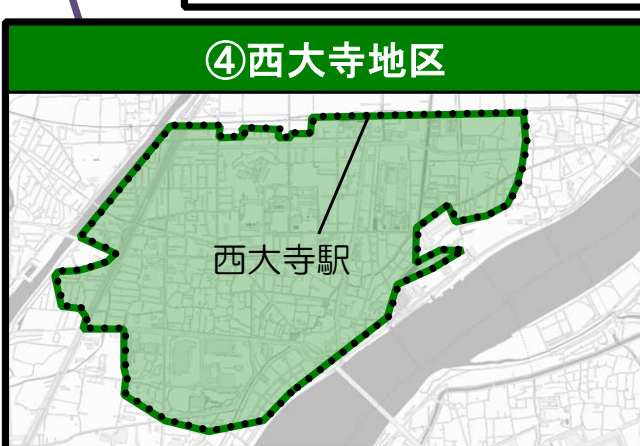
岡山市立地適正化計画の「都市機能誘導区域」の範囲

⑤ 岡南地区



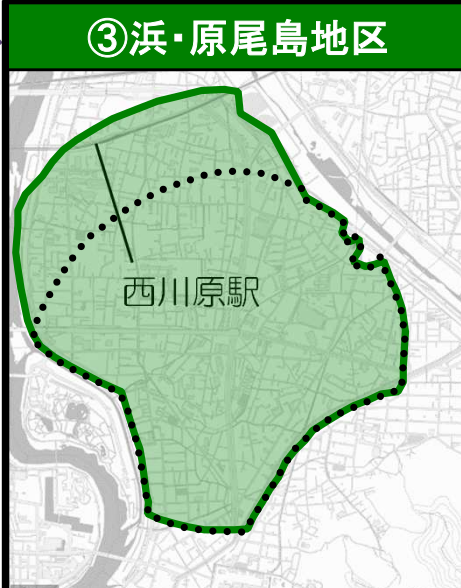
岡山市立地適正化計画の「都市機能誘導区域」の範囲

④ 西大寺地区

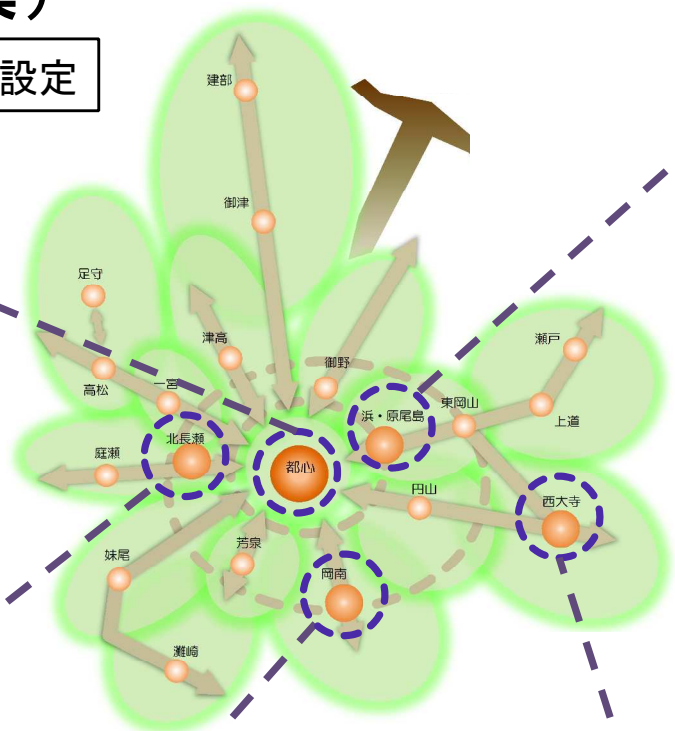


岡山市立地適正化計画の「都市機能誘導区域」の範囲

③ 浜・原尾島地区



岡山市立地適正化計画の「都市機能誘導区域」に西川原駅周辺を加えた範囲



(2) 岡山市バリアフリー基本計画策定の方針について

重点整備地区の設定(案)

移動等円滑化促進地区

① 岡山駅周辺地区

- 人の移動が圧倒的に多い
- 中四国最大規模の拠点駅が位置し、不特定多数に利用される施設等が最も集積している
- 路面電車の駅前広場乗り入れの整備なども進められており、事業にあわせたバリアフリー化の一体的な整備が求められる

バリアフリー化の必要性・緊急性が明らかに高い

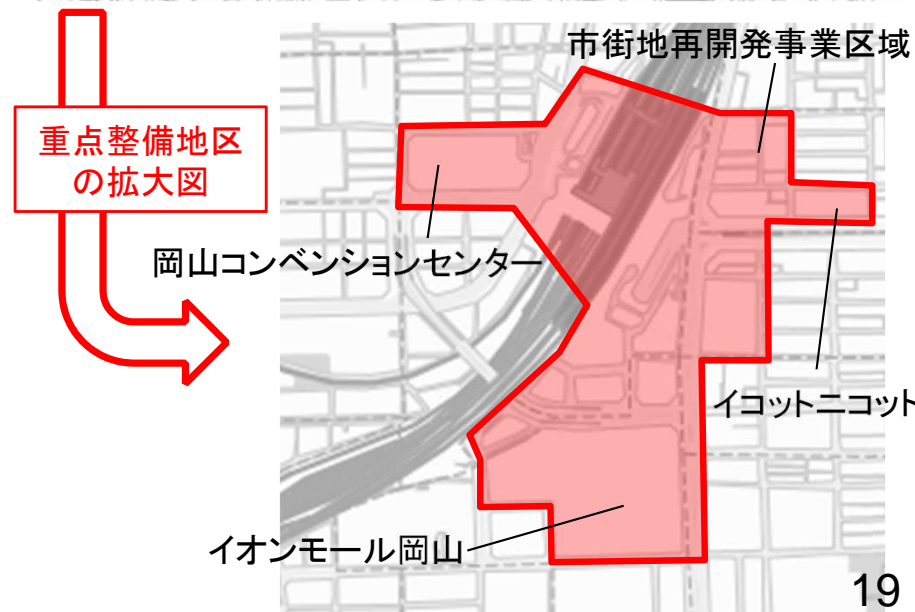
実施すべき特定事業を位置付ける「重点整備地区」を移動等円滑化促進地区の中に設定

重点整備地区

岡山駅地区

特に人の移動が多い岡山駅から駅前広場、地下道、通路等により直結している施設を含む範囲に市街地再開発事業区域を加えたエリアを設定

- 移動等円滑化促進地区
- 重点整備地区
- 中心市街地(重点整備エリア)



(2) 岡山市バリアフリー基本計画策定の方針について

■生活関連施設の設定について

生活関連施設とは（バリアフリー法）

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。

想定される生活関連施設

区分	種類
官公庁等	都道府県庁、市役所・区役所、役場
	郵便局、銀行、ATM
	警察署（交番を含む）、裁判所
	市民・地区センター、コミュニティーセンター等
	都道府県税事務所、税務署
教育・文化施設等	図書館
	市民会館、市民ホール、文化ホール
	学校（小・中・高等学校）
	公民館
	博物館・美術館・音楽館、資料館
保健・医療・福祉施設	病院・診療所
	総合福祉施設、老人・障害者福祉施設等
商業施設	大規模小売店舗等
	商店街等（地下街を含む）
宿泊施設	ビジネスホテル、シティホテル等
公園・運動施設	公園
	体育館・武道館その他屋内施設
その他の施設	結婚式場、葬祭場等冠婚葬祭に関わる施設
	観光施設
	路外駐車場

■国のガイドライン（左表）をベースに検討

■下記の利用が見込まれる施設を選定

- ・不特定かつ多数の者が利用
- ・主として高齢者・障害者等が利用
- ・遠方からの広域的な利用

■バリアフリー法における移動円滑化基準適合義務の対象施設を踏まえて選定

2. 岡山市バリアフリー基本計画策定に向けて

(2) 岡山市バリアフリー基本計画策定の方針について

生活関連施設の設定(案)

○：ガイドラインと同様に選定
追加：項目を追加選定

一部：ガイドラインの施設の一部未選定
×：項目を未選定

「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」 ＜生活関連施設＞		岡山市移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想 ＜生活関連施設＞		【参考】バリアフリー法 ＜移動円滑化基準適合義務対象施設＞
区分	種類	対象	種類	■ 旅客施設 ■ 特定路外駐車場 ■ 特定公園施設 ■ 特別特定建築物（床面積2,000m ² 以上）
官公庁等	都道府県庁、市役所・区役所、役場	○	県庁・県民局、市役所・区役所、支所	■ 保健所、税務署他不特定かつ多数の者が利用する官公署 ■ 銀行その他これに類するサービス業を営む店舗
	郵便局、銀行、ATM	一部	郵便局、銀行（ATMは除く）	
	警察署（交番を含む）、裁判所	一部	警察署、裁判所（交番は除く）	
	市民・地区センター、コミュニティセンター等	○	地域センター、保健所・保健センター 等	
	都道府県税事務所、税務署	○	税務署	
教育・文化施設等	図書館	○	図書館	■ 特別支援学校 ■ 公立小中学校（令和3年4月1日から追加） ■ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ■ 集会場又は公会堂 ■ 展示場 ■ 博物館、美術館又は図書館
	市民会館、市民ホール、文化ホール	○	市民会館、市民ホール、文化ホール 等	
	学校（小・中・高等学校）	○	小学校、中学校、高等学校	
	公民館	追加	■ 盲学校、盲学校、特別支援学校	
	博物館・美術館・音楽館、資料館	○	公民館 等	
保健・医療・福祉施設	病院・診療所	一部	病院（病床数20以上） ※1	■ 病院又は診療所 ■ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用する施設） ■ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
	総合福祉施設、老人・障害者福祉施設等	○	総合福祉施設、老人・障害者福祉施設 等	
商業施設	大規模小売店舗等	一部	店舗面積1,000m ² 超の大規模小売店舗 ※2	■ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ■ 公衆浴場 ■ 飲食店 ■ 理髪店又はクリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
	商店街等（地下街含む）	○	商店街、地下街	
宿泊施設	ビジネスホテル、シティホテル等	一部	ホテル・旅館等（50室以上） ※3	■ ホテル又は旅館
公園・運動施設	公園	一部	総合公園、運動公園、その他不特定多数の利用がある公園 ※4	■ 都市公園内の園路等 ■ 体育館・水泳場（一般公共の用に供するもの）、ボーリング場又は遊技場 ■ 500m ² 以上の駐車料金を徴収する路外駐車場 ■ 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供するもの）
	体育館・武道館その他屋内施設	○	体育館 等	
その他の施設	結婚式場、葬祭場等冠婚葬祭に関わる施設	×	—	■ 鉄道施設、軌道施設、バスターミナル ■ 車両の停車場等を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの ■ 公衆便所 ■ 公共用歩廊
	観光施設	○	観光案内所、主要な観光地	
	路外駐車場	一部	市営駐車場、市営駐輪場（民営駐車場は除く）	
	ガイドライン外	追加	旅客施設 ・ 鉄道駅 ・ 軌道駅 ・ バスターミナル（岡山駅東口、岡山駅西口、天満屋バスステーション、表町バスセンター、西大寺バスセンター） ・ バス乗継拠点 ※5 ・ バス停（1日の乗降客数が100人以上）	

※1～4 不特定多数かつ広域的な利用が見込まれる施設を対象とするため、施設の規模等で要件設定する。

※1 「病院（病床数20以上（医療法第1条の5）」を対象とし、診療所（病床数19以下）は除く。

※2 「大規模小売店舗（建物内の店舗面積1,000m²超（大規模小売店舗立地法施行令第2条）」を対象とする。

※3 ホテルや旅館は、客室数が50以上かどうかでバリアフリー化の適合基準が設けられている。

※4 岡山市公園条例に定める、総合公園、運動公園を対象とし、街区公園、近隣公園、地区公園、風致公園、植物公園、歴史公園、墓園、緑道及び緑地は除く。

ただし、地域の実情（利用状況）を踏まえて、西川緑道公園（緑道）、西大寺緑花公園（地区公園）は「その他不特定多数の利用がある公園」として対象とする。

※5 岡南地区に整備予定のバス乗継拠点を生活関連施設に位置付ける

(2) 岡山市バリアフリー基本計画策定の方針について

■生活関連経路の設定（案）

生活関連経路とは（バリアフリー法）
生活関連施設相互間の経路をいう。

<経路設定の考え方>

■各地区の拠点となる「**旅客施設**」からの**アクセス動線に配慮し、**

⇒「**旅客施設**」と「**旅客施設以外の生活関連施設**」を**結ぶ経路を位置付け**

■各地区内の**回遊性、ネットワークに配慮し、**

⇒**生活関連施設間を結ぶ経路を位置付け**

■生活関連施設を訪れる人の利用頻度が高い経路や歩行者交通量の多い経路を選定

■路線バス等の公共交通が運行する経路を選定

(2) 岡山市バリアフリー基本計画策定の方針について

■① 岡山駅周辺地区(移動等円滑化促進地区)

<地区の概要>

◆ 岡山市第六次総合計画の位置付け：都心

◆ 地区の特性等：

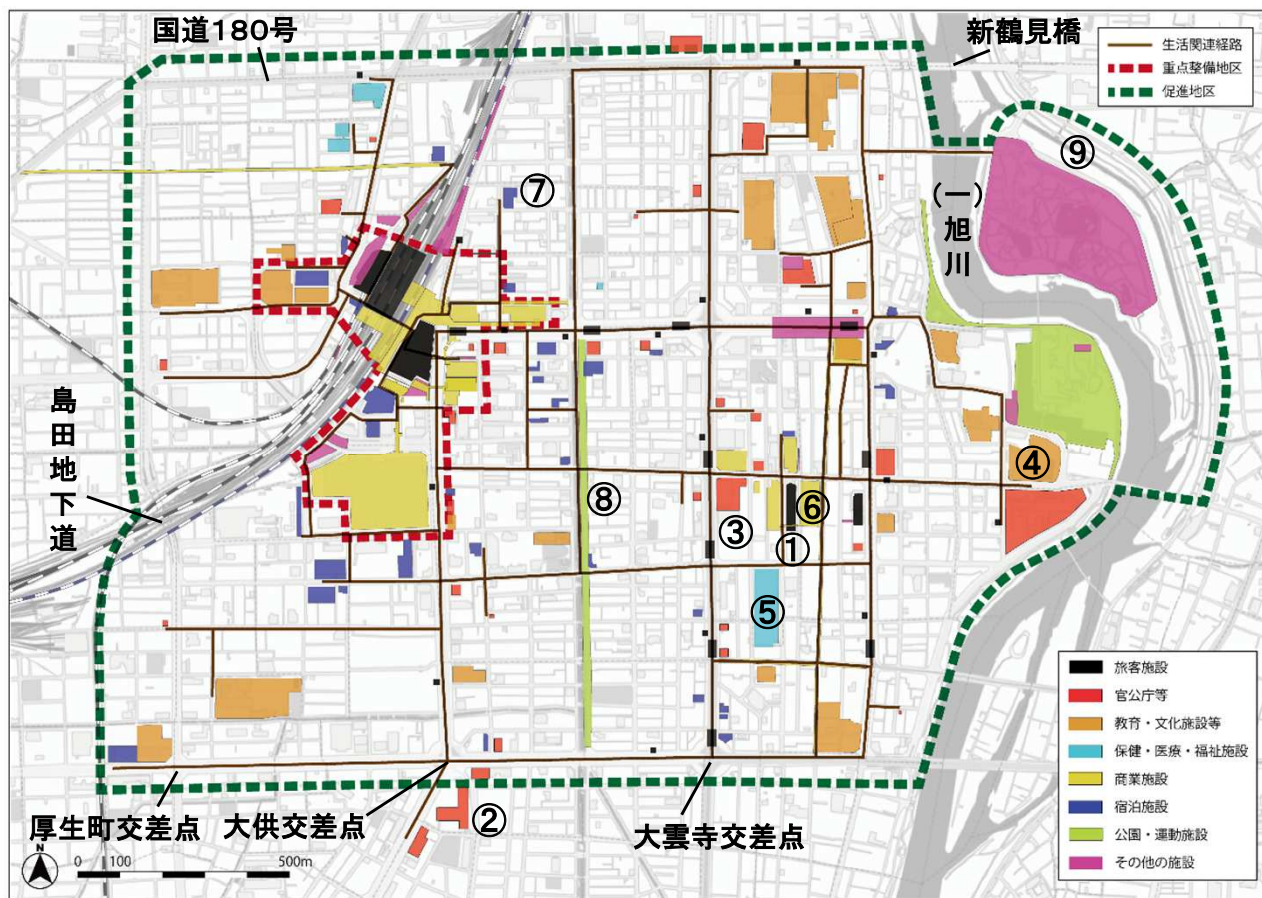
✓ 岡山都市圏の中核として、高次な都市機能を有している。

✓ 「県庁通り歩いて楽しい道路空間創出事業」など、さまざまな事業が推進されており、これらの事業にあわせて一体的・一元的なバリアフリー化の推進が求められる。

<主要な生活関連施設一覧>

施設種別 (大)	施設種別 (小)	施設名称	図 No.
旅客施設	バスターミナル	天満屋バスステーション	①
官公庁等	市役所	岡山市役所(本庁舎)	②
	郵便局	岡山中央郵便局	③
教育・文化施設等	図書館	岡山県立図書館	④
保健・医療・福祉施設	病院	川崎医科大学総合医療センター	⑤
商業施設	大規模小売店舗	天満屋岡山店	⑥
宿泊施設	ホテル	サン・ピーチ岡山	⑦
公園・運動施設	公園	西川緑道公園	⑧
その他の施設	観光施設	岡山後楽園	⑨

※重点整備地区内の施設は除く



※区域界に接する生活関連施設は対象とする。

※地区図は精査中であり、適宜修正します。

(2) 岡山市バリアフリー基本計画策定の方針について

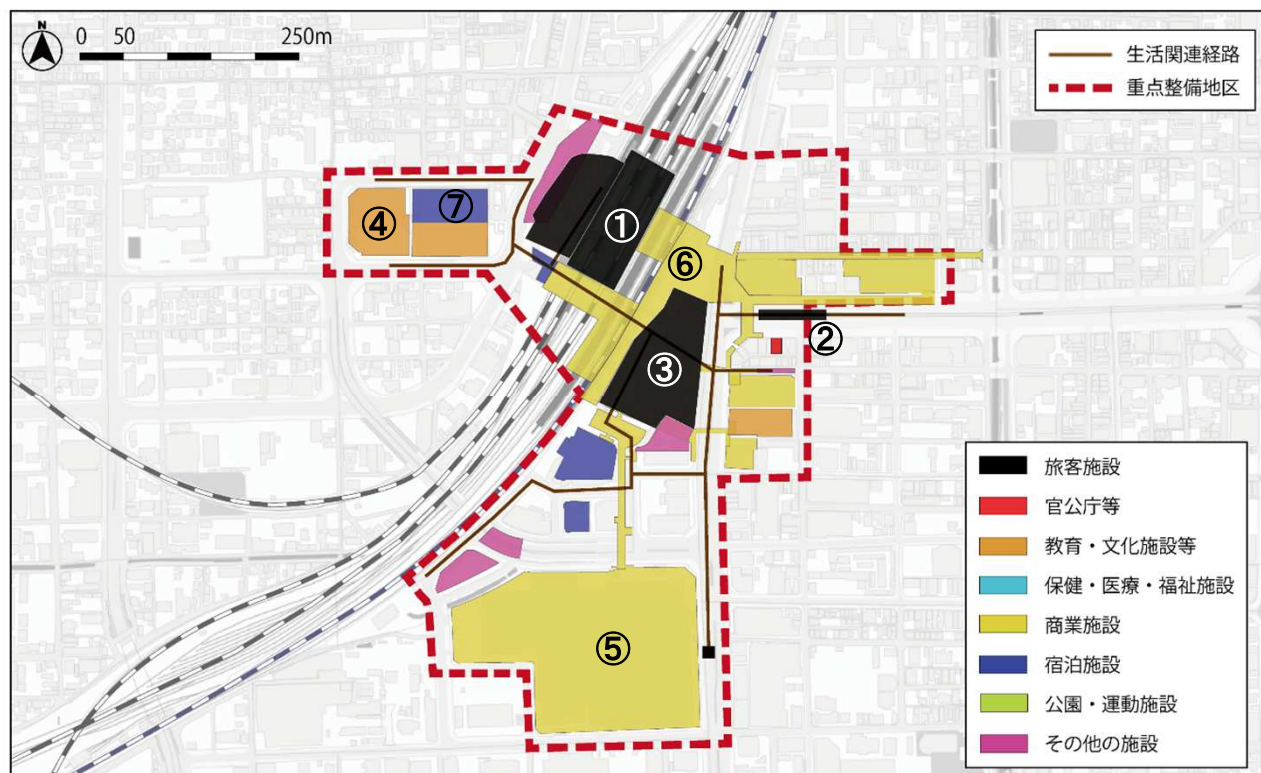
■ 岡山駅地区(重点整備地区)

<地区の概要>

- ◆ 岡山市第六次総合計画の位置付け：都心
- ◆ 地区の特性等：
 - ✓ 岡山駅は市内1位の乗降客数を誇り、人の移動が圧倒的に多い。
 - ✓ 岡山駅を中心に旅客施設や商業施設が密に集積している。
 - ✓ 「路面電車の駅前広場乗り入れ事業」が推進されており、事業にあわせた一体的・一元的なバリアフリー化の推進が求められる。

<主要な生活関連施設一覧>

施設種別 (大)	施設種別 (小)	施設名称	☒ No.
旅客施設	鉄道駅	岡山駅	①
	軌道駅	岡山駅前駅	②
	バスターミナル	岡山駅東口バスターミナル	③
教育・文化施設等	展示場施設	岡山コンベンションセンター	④
商業施設	大規模小売店舗	イオンモール岡山	⑤
		岡山一番街	⑥
宿泊施設	ホテル	ANAクラウンプラザホテル岡山	⑦



※地区図は精査中であり、適宜修正します。

(2) 岡山市バリアフリー基本計画策定の方針について

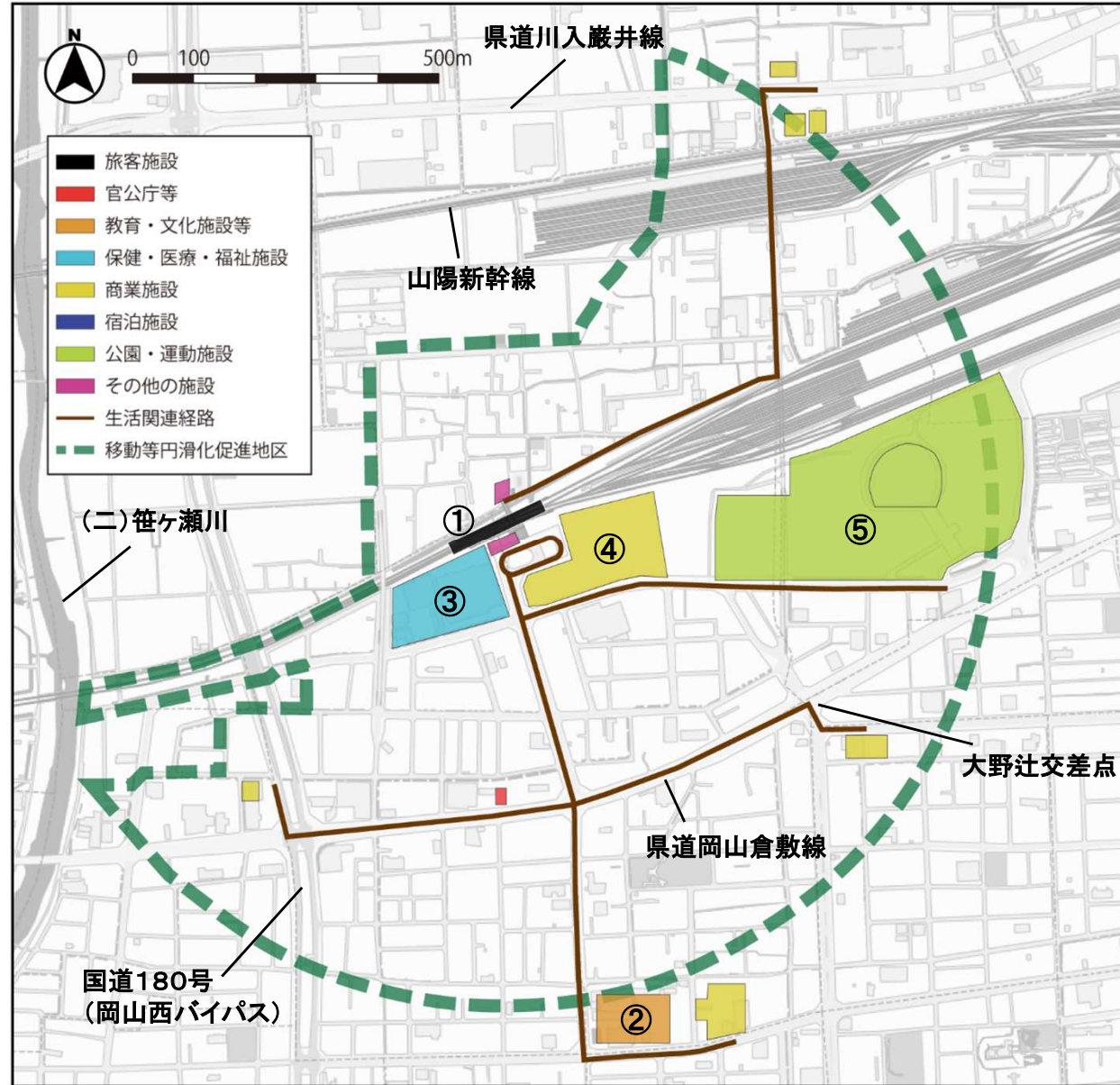
■ ②北長瀬地区(移動等円滑化促進地区)

<地区の概要>

- ◆ 岡山市第六次総合計画の位置付け：都市拠点
- ◆ 地区の特性等：
 - ✓ 駅南地区は、土地区画整理事業や市民病院の移転立地、操車場跡地の開発、駅前商業施設の開業など拠点化が進んでいる。
 - ✓ 北長瀬駅の乗降客数は岡山駅に次いで多く、ここ10年の伸び率も他の鉄道駅と比較して高い。
 - ✓ 完了した土地区画整理事業により歩道整備が行き届いており、バリアフリー経路確保の実現性は高い。

<主要な生活関連施設一覧>

施設種別 (大)	施設種別 (小)	施設名称	図 No.
旅客施設	鉄道駅	北長瀬駅	①
教育・文化施設等	小学校	岡山市立西小学校	②
保健・医療・福祉施設	病院	岡山市立市民病院	③
商業施設	大規模小売店舗	ブランチ岡山北長瀬	④
公園・運動施設	総合公園	岡山西部総合公園 (仮称)	⑤



※区域界に接する生活関連施設は対象とする。
 ※地区図は精査中であり、適宜修正します。 25

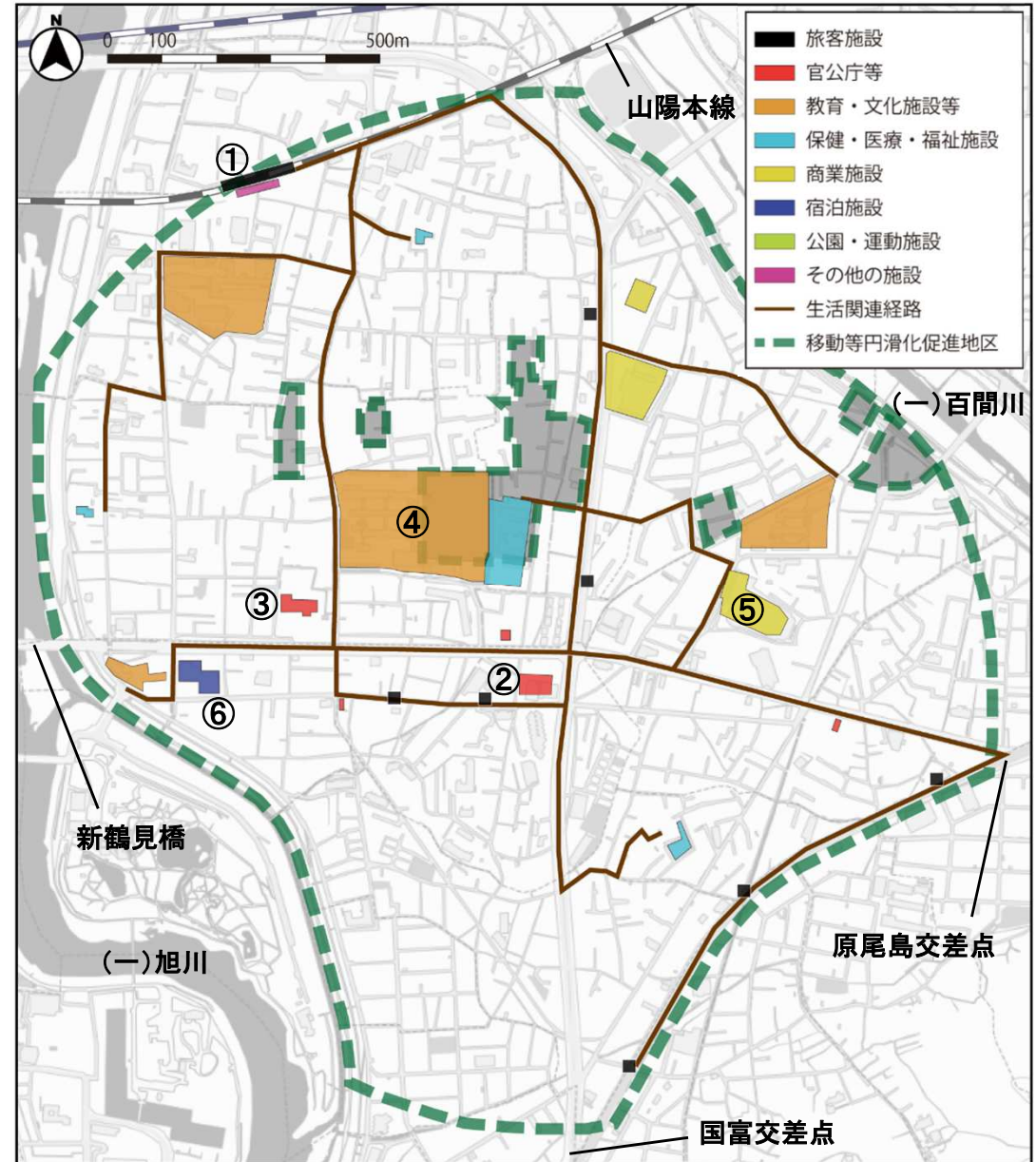
2. 岡山市バリアフリー基本計画策定に向けて

(2) 岡山市バリアフリー基本計画策定の方針について

■ ③ 浜・原尾島地区(移動等円滑化促進地区)

<地区の概要>

- ◆ 岡山市第六次総合計画の位置付け：都市拠点
- ◆ 地区の特性等：
 - ✓ 駅周辺には、小・中学校、高校、大学などが立地し通学流動がある。
 - ✓ 中区役所が地区の中心に位置し、幹線道路沿いには複数の特別特定建築物が立地している。
 - ✓ 地区内の幹線道路はバリアフリー化が進んでいるが、その他の道路も含めた一体的なバリアフリー化が求められる。



<主要な生活関連施設一覧>

施設種別 (大)	施設種別 (小)	施設名称	図 No.
旅客施設	鉄道駅	西川原駅	①
官公庁等	区役所	岡山市中区役所	②
	警察署	岡山中央警察署	③
教育・文化施設等	中学校・高等学校	岡山県立岡山操山中学校・岡山操山高等学校	④
商業施設	大規模小売店舗	天満屋ハピータウン原尾島店	⑤
宿泊施設	ホテル	岡山プラザホテル	⑥

※区域界に接する生活関連施設は対象とする。
 ※地区図は精査中であり、適宜修正します。

(2) 岡山市バリアフリー基本計画策定の方針について

■④西大寺地区(移動等円滑化促進地区)

<地区の概要>

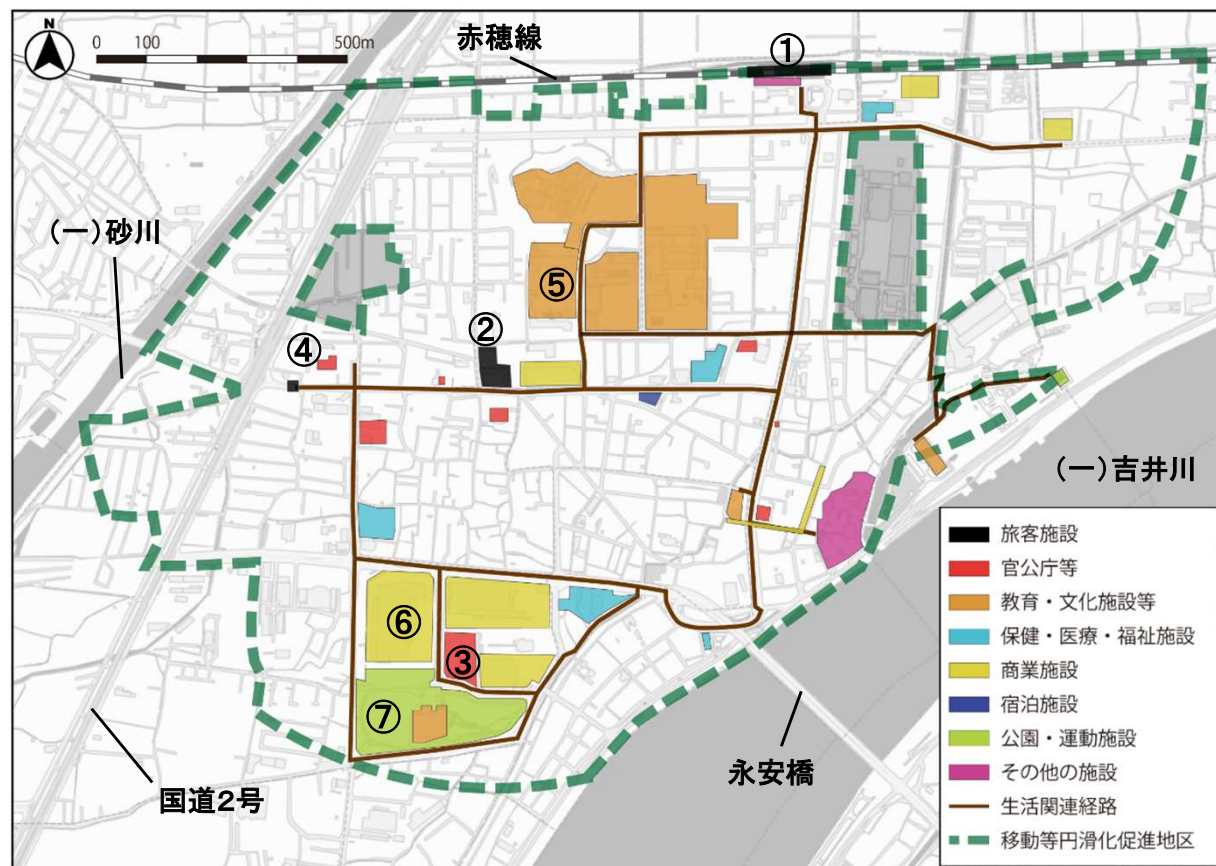
◆岡山市第六次総合計画の位置付け：都市拠点

◆地区の特性等：

- ✓ 特別特定建築物の数は、岡山駅周辺に次いで多く、拠点性が高い。
- ✓ 乗降客数は市内6位であるが、列車本数に対する乗降客数は岡山駅に次いで多い。
- ✓ 駅南側の市街地エリアは部分的にバリアフリー整備が進んでおり、その間を結ぶ経路の重点的な整備によって、エリア全体のバリアフリー化の促進が期待される。

<主要な生活関連施設一覧>

施設種別 (大)	施設種別 (小)	施設名称	図 No.
旅客施設	鉄道駅	西大寺駅	①
	バスターミナル	西大寺バスターミナル	②
官公庁等	区役所	岡山市東区役所	③
	警察署	岡山東警察署	④
教育・文化施設等	小学校	岡山市立西大寺小学校	⑤
商業施設	大規模小売店舗	西大寺グリーンテラス	⑥
公園・運動施設	公園	西大寺緑花公園	⑦



※区域界に接する生活関連施設は対象とする。
 ※地区図は精査中であり、適宜修正します。

(2) 岡山市バリアフリー基本計画策定の方針について

■⑤ 岡南地区(移動等円滑化促進地区)

<地区の概要>

- ◆ 岡山市第六次総合計画の位置付け：都市拠点
- ◆ 地区の特性等：
 - ✓ 地区の拠点となる旅客施設（バス停）は、岡山市地域公共交通網形成計画により、乗継拠点としての整備が予定されている。
 - ✓ 乗継拠点の整備予定箇所に大型商業施設が隣接しており、歩道も整備されていることから、徒歩によるアクセス性が高く、バリアフリー化の実現可能性が高い。
 - ✓ 地区内には複数の病院施設も立地しているため、バリアフリー化の一体的な整備により都市機能の増進が期待される。

<主要な生活関連施設一覧>

施設種別 (大)	施設種別 (小)	施設名称	☒ No.
旅客施設	バス停	バス停乗継拠点 (整備予定)	①
保健・医療・ 福祉施設	病院	岡山ろうさい病院	②
		セントラルシティ病院	③
商業施設	大規模小売 店舗	天満屋北°-ﾀﾝ岡南店	④
		シネマタウン岡南	⑤



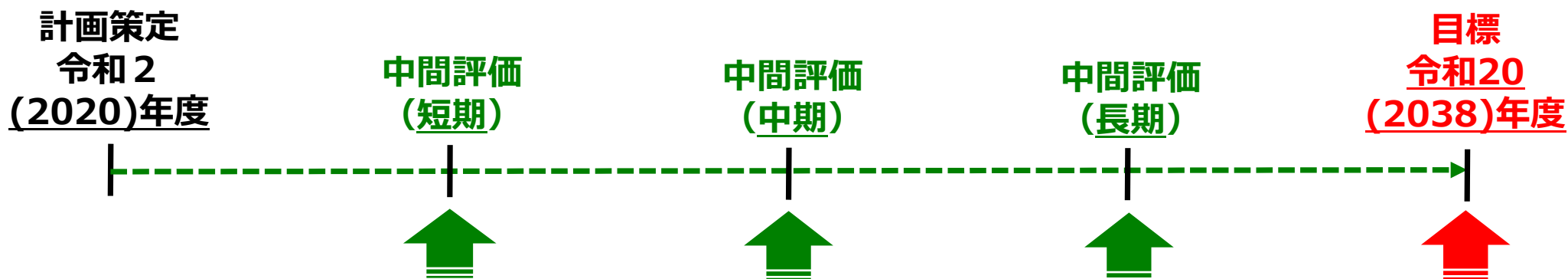
※ 区域界に接する生活関連施設は対象とする。
 ※ 地区図は精査中であり、適宜修正します。

(2) 岡山市バリアフリー基本計画策定の方針について

■ 目標の設定

目標年次は、岡山市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画との整合を図ることとし、**令和20年度(2038年度)**とする。

また、計画期間が長期となりスパイラルアップを効果的に実施していく必要があるため、**概ね5年ごとに中間評価**を行い、持続的なバリアフリー化の推進に努める。



- 移動等円滑化促進地区における措置の実施状況の調査等
- 重点整備地区における特定事業（短期・中期・長期）の実施状況の調査等

<参考> バリアフリー法第24条の3、第25条の2

移動等円滑化促進方針や基本構想を作成した場合は、おおむね五年ごとに、実施状況の調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは移動等円滑化促進方針や基本構想を変更するものとする。

(2) 岡山市バリアフリー基本計画策定の方針について

■重点整備地区における特定事業の決定の流れ

※重点整備地区では、実施すべき特定事業（対象施設、事業内容、事業実施時期など）を位置付ける必要がある。

「岡山駅周辺まち歩き点検ワークショップ」で具体的な課題を抽出



施設管理者・事業者等で取り組む特定事業の協議・検討



岡山市バリアフリー推進協議会での協議・検討

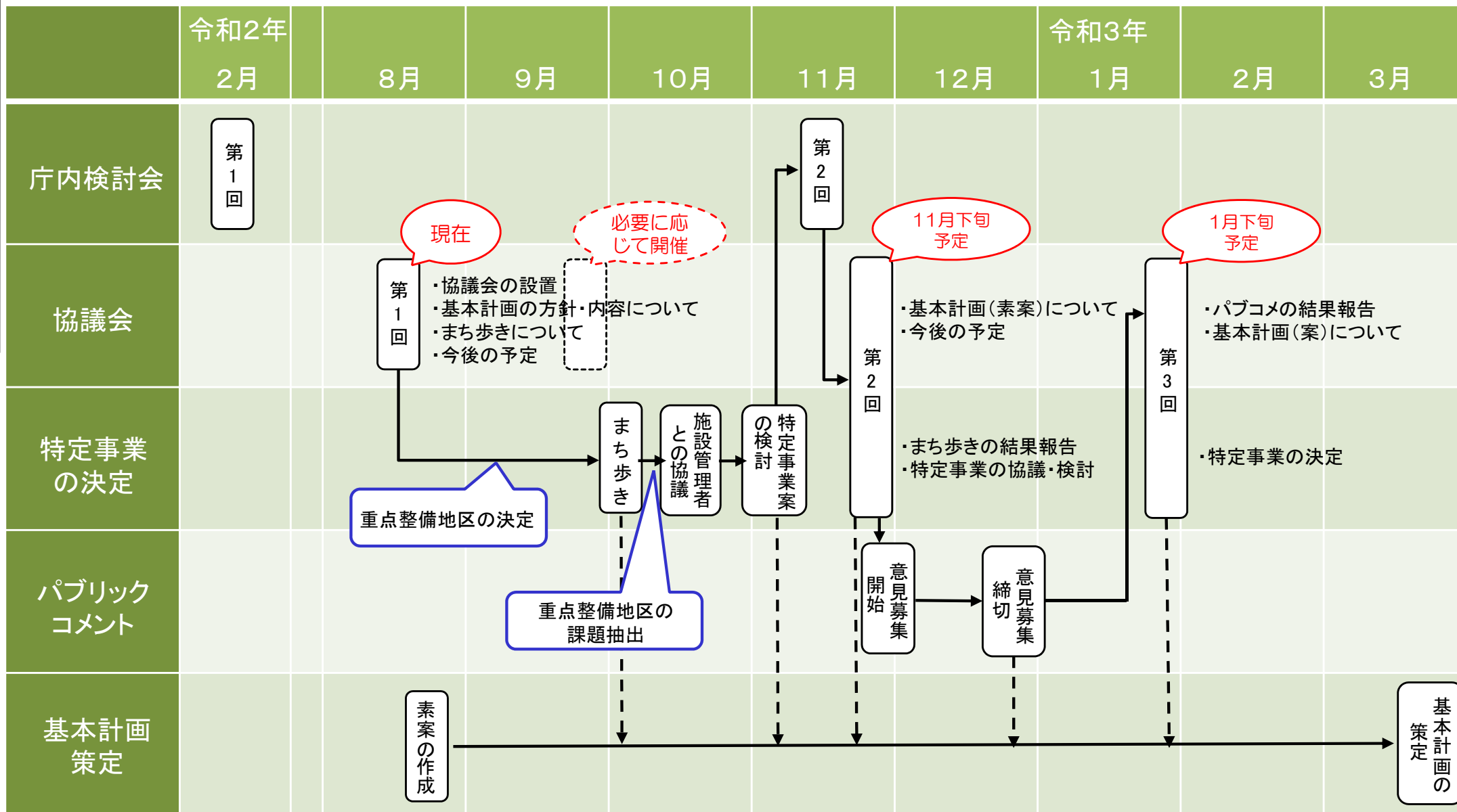


特定事業の決定

公共交通	建築物	都市公園
道路	路外駐車場	交通安全

(3) 策定の進め方

■スケジュール(案)



參考資料

■岡山市第六次総合計画等に位置付けられている地区について

「都心(岡山市第六次総合計画)」とは

県都岡山の顔であり、岡山都市圏の拠点として、商業・業務、医療・福祉、教育・文化、コンベンション等の高次な都市機能や賑わい・交流機能等が充実し、市全体や都市圏の発展をけん引する地域。

「都市拠点(岡山市第六次総合計画)」とは

都市活動や市民生活の拠点として、都市的サービス機能(各種の商業施設、一定規模を有する医療施設、金融機関の支店等)を有し、都心を補完する役割を担う地域。

「都市機能誘導区域(岡山市立地適正化計画)」とは

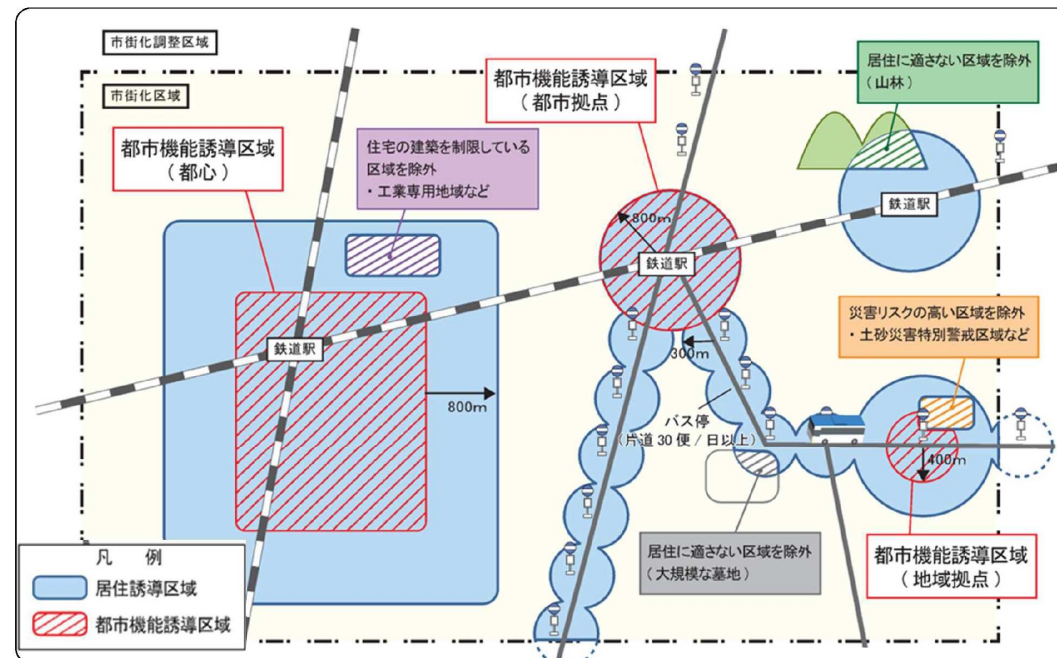
医療・福祉・商業といった民間の生活サービス施設等の誘導を図る区域。

都心、都市拠点等のイメージ



出典:岡山市都市計画マスタープラン

都市機能誘導区域のイメージ



出典:岡山市立地適正化基本方針(案) 概要版

参考資料

■1日当たりの平均的な乗降客数が5,000人以上の鉄道駅の現状について

乗降客 5,000人以上 の鉄道駅	乗降客数 (H31年度)	順位	乗降客数の 10年間の 伸び率※1	順位	運行本数※2 (R2.7.1時点)	順位	1km圏 人口※3	順位	1km圏 高齢者 人口※3	順位	路線バスと の接続性
岡山駅	138,650	1	1.19	7	590	1	25,608	1	6,464	1	○
北長瀬駅	9,430	2	1.73	1	181	2	11,185	6	1,558	9	○
庭瀬駅	8,682	3	1.20	6	181	2	14,508	5	3,101	5	×
東岡山駅	7,948	4	1.28	4	154	4	10,392	7	2,418	6	○
西川原駅	7,746	5	1.68	2	154	4	17,125	3	3,433	4	×
西大寺駅	7,262	6	1.21	5	74	9	7,222	8	2,181	7	○
高島駅	7,102	7	1.33	3	154	4	21,335	2	4,959	2	○
妹尾駅	6,326	8	1.06	9	121	7	14,526	4	3,849	3	×
瀬戸駅	5,360	9	1.09	8	75	8	5,979	9	1,643	8	○

※1：H31年度/H22年度

※2：駅発列車を集計

※3：H27国勢調査データ（100mメッシュデータ）を基に集計